

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本眼科学会に対する意見及び要請

(研修の機会確保に関すること)

- 地域枠医師や出産、育児等合理的な理由のある専攻医に対してプログラムの期間延長等によって対応していることを専攻医に対して示し、カリキュラム制を用いた専攻医の数を毎年公開すること。また、今後はより柔軟に研修が行えるようにカリキュラム制の整備を検討すること。